

自己点検事項

◇ 短期滞在手術等基本料1(A400)

(1) 局所麻酔による短期滞在手術を行うにつき十分な体制が整備されている。 (適 ・ 否)

(2) 術後の患者の回復のために適切な専用の病床を有する回復室が確保されている。

※ 当該病床は、必ずしも許可病床である必要はない。 (適 ・ 否)

(3) 当該回復室における看護師の数は、常時、当該回復室の患者の数が4又はその端数を増すごとに1以上である。 (適 ・ 否)

(4) 当該保険医療機関において、次のいずれかを満たしている。 (適 ・ 否)

ア 退院後概ね3日間の患者に対して、24時間緊急対応の可能な状態にある。

イ 当該保険医療機関と密接に提携しており、当該手術を受けた患者について24時間緊急対応が可能な状態にある保険医療機関がある。

(5) 短期滞在手術等基本料に係る手術が行われる日において、麻酔科医が勤務している。 (適 ・ 否)

(6) 術前に患者に十分に説明し、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」における別紙様式8を参考として同意を得ている。 (適 ・ 否)

点検に必要な書類等

・回復室の看護師の配置状況が分かる書類(勤務表、日々の患者数がわかる書類等)

医療機関コード

保険医療機関名